

議案第 158 号

さいたま市市民の森条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市民の森条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 11 月 30 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市民の森条例の一部を改正する条例

さいたま市市民の森条例（平成 13 年さいたま市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第 2 条 市民の森は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市民の森の設置の目的を達成するために必要な事項に関する<u>こと。</u></p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第 8 条 <u>第 6 条第 1 項</u>の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。</p> <p>（利用許可の取消し等）</p> <p>第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は市民の森の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 偽りその他<u>不正の行為</u>により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（業務）</p> <p>第 2 条 市民の森は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市民の森の設置の目的を達成するために必要な事項</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第 8 条 <u>第 6 条</u>の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。</p> <p>（利用許可の取消し等）</p> <p>第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は市民の森の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 偽りその他<u>不正な行為</u>により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(利用期間)

第11条 市民農園を利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、次のとおりとする。ただし、利用期間の途中から利用する場合には、その残りの期間とする。

(1) 第1農園 4月1日から翌年の3月31日まで

(2) 第2農園 4月1日から翌年の3月10日まで

2 市民農園を利用する者は、1回に限り、その利用期間を更新することができる。

別表(第12条関係)

区分		[略]	
[略]	[略]		
市民農園	第1農園	第1種(105平方メートル)	年64,200円
		第2種(56平方メートル)	年34,200円
		第3種(49平方メートル)	年29,900円
	第2農園(25平方メートル)		年12,500円

備考

1 市外居住者が見沼グリーンセンターを利用する場合の使用料には、上記の表の使用料に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)を加算する。

2 見沼グリーンセンターを利用する場合の準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(利用期間)

第11条 市民農園を利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、利用期間の途中から利用する場合には、その残りの期間とする。

別表(第12条関係)

区分		[略]
[略]	[略]	
市民農園		第1種(105平方メートル) 年64,200円 第2種(56平方メートル) 年34,200円 第3種(49平方メートル) 年29,900円

備考

1 市外居住者が見沼グリーンセンターを利用する場合の使用料は、上記の表の使用料に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)を加算した額とする。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号、第8条及び第9条第1項第2号の改正、第11条に1項を加える改正並びに別表備考の改正は、公布の日から施行する。